令和 3 年 2 月 26 日

中華人民共和国から世界保健機関に対し

人に伝染する能力を有することが新た

、ス属のコロナウイルス(令和二年一月に、

ルス感染症 十二分の 同号ハ中

(病原体がベータコロナウイ 一以上(機構が新型コロナウ 「十二分の一以上」とあるの

る。) のまん延の状況等を考慮してやむを得 に報告されたものに限る。)であるものに限 金曜日

省

令

## 〇厚生労働省令第二号

習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定め 第九条第二号(同法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、外国人の技能実 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)

令和三年二月二十六日

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する

厚生労働大臣

田村 上川

働省令第三号) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年厚生労外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法)務 の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新 設 <b>附</b> <b>り</b>	M7
J.	則
	E

2

る。)を受けた場合にあっては、 生が入国前講習(四十五日以上の期間かつ ないと認める場合であって、当該技能実習 一百四十時間以上の課程を有するものに限 二十四分の

## 附 則

以上)」とする。

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行 規則の規定は、この省令の施行の際現に行われている技能実習計画の認定の申請についても適用す

# ○厚生労働省令第四十二号

行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 狂犬病予防法 (昭和二十五年法律第二百四十七号) 第五条第一項の規定に基づき、 狂犬病予防法施

厚生労働大臣

田 村

憲久

令和三年二月二十六日

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年厚生省令第五十二号)の 一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(各) 則	_
令和三年三月二日から同年十二月三十一(略)	2
	コロナウイルス感染症(病原体がベータコ
原体がベータコロナウイルス属のコロナウ	ロナウイルス属のコロナウイルス(令和二
イルス(令和二年一月に、中華人民共和国	年一月に、中華人民共和国から世界保健機
から世界保健機関に対して、人に伝染する	関に対して、人に伝染する能力を有するこ
能力を有することが新たに報告されたもの	とが新たに報告されたものに限る。)である
に限る。)であるものに限る。)の発生又はま	ものに限る。)の発生又はまん延の影響によ
ん延の影響によるやむを得ない事情によ	るやむを得ない事情により、第十一条第一
り、第十一条第一項又は第二項(これらの	項又は第二項(これらの規定を同条第三項
規定を同条第三項の規定により読み替えて	の規定により読み替えて適用する場合を含
適用する場合を含む。)の規定に基づき当該	む。) の規定に基づき当該各項に定める期間
各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を	内に狂犬病の予防注射を受けさせることが
受けさせることができなかつた犬の所有者	できなかつた犬の所有者又は管理者につい
又は管理者については、当該所有者又は管	ては、当該所有者又は管理者が当該事情が
理者が当該事情が消滅した後速やかにその	消滅した後速やかにその犬について狂犬病
犬について狂犬病の予防注射を受けさせた	の予防注射を受けさせたときは、当該期間
ときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を	内に狂犬病の予防注射を受けさせたものと
受けさせたものとみなす。	みなす。
• 4 (略)	3 · 4 (略)

## 附

この省令は、 令和三年三月二日から施行する。